

邑楽町告示第235号

令和7年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月26日

邑楽町長 橋本光規

1. 期 日 令和7年12月1日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	山本裕子	議員	2番	三ツ村由紀	議員
3番	武井清二	議員	4番	新村貴紀	議員
5番	神山均	議員	6番	蟹和孝一	議員
7番	佐藤富代	議員	8番	小久保隆光	議員
9番	黒田重利	議員	10番	瀬山登	議員
11番	松島茂喜	議員	12番	塩井早苗	議員
13番	原義裕	議員	14番	松村潤	議員

○不応招議員（なし）

令和7年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和7年12月1日（月曜日） 午前10時開会
邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第44号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 4 議案第45号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 第 5 議案第46号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第47号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第48号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第49号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第50号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第51号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第52号 邑楽町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例
- 第12 議案第53号 邑楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第13 議案第54号 邑楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第14 議案第55号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第56号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第57号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第58号 邑楽町町営住宅設置条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第59号 邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第60号 邑楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第61号 財産の取得について（じん芥車）
- 第21 議案第62号 財産の取得について（小中学校児童生徒用学習端末備品）

- 第22 議案第63号 邑楽町第七次総合計画基本構想について
- 第23 議案第64号 邑楽町第七次総合計画前期基本計画について
- 第24 議案第65号 第六次邑楽町行政改革大綱について
- 第25 議案第66号 令和7年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第67号 令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第68号 令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第69号 令和7年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第70号 令和7年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（13名）

2番	三ツ村 由紀	議員	3番	武井 清二	議員
4番	新村 貴紀	議員	5番	神山 均	議員
6番	蟹和 孝一	議員	7番	佐藤 富代	議員
8番	小久保 隆光	議員	9番	黒田 重利	議員
10番	瀬山 登	議員	11番	松島 茂喜	議員
12番	塩井 早苗	議員	13番	原 義裕	議員
14番	松村 潤	議員			

○欠席議員（1名）

1番	山本 裕子	議員
----	-------	----

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋本 光規	町長
関口 春彦	副町長
小林 淳一	教育長
石原 光浩	総務課長
横山 淳一	財政課長
小沼 勇人	企画課長
矢島 規行	税務課長
山口 哲也	住民保険課長
金子 佐知枝	福祉介護課長
田中 敏明	健康づくり課長
松崎 澄子	子ども支援課長
金井 孝浩	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島 拓	商工振興課長
石原 薫	建設環境課長
新島 輝之	都市計画課長
野中 和也	会計管理者 兼会計課長
川島 隆史	学校教育課長
藤田 和良	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開会及び開議の宣告

○松島茂喜議長 ただいまから令和7年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

◎諸般の報告

○松島茂喜議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○松島茂喜議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において三ツ村由紀議員、武井清二議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○松島茂喜議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から5日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松島茂喜議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から5日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 議案第44号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議
について

○松島茂喜議長 日程第3、議案第44号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

[橋本光規町長登壇]

○橋本光規町長 議案第44号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年3月31日をもって群馬県市町村総合事務組合における災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理を取りやめること、並びに令和8年4月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されるため、組合規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第45号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

○松島茂喜議長 日程第4、議案第45号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第45号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分を群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上、定めることについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第46号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議について

○松島茂喜議長 日程第5、議案第46号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第46号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の規約変更は、令和8年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に新たにみどり市が加入すること、並びに群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されるため、組合格約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第47号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第6、議案第47号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第47号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和7年度の人事院勧告及び群馬県人事委員会による勧告を参考に改正するものです。本町においては、大変苦しい財政状況ではありますが、今後も事務経費などの無駄を省き、また新たな税収の確保を検討しつつ、他市町村との均衡を図り、職員のモチベーションを維持向上するため、本町職員の給与等について所要の見直しを行うものであります。

改正の主な内容は、月例給においては初任給をはじめ全ての級で引上げを行う給料表に改定し、期末勤勉手当においては一般職員及び特定幹部職員の現行の支給月数を0.05月分引き上げ、年間4.65月に、再任用職員の現行の支給月数を0.05月分引き上げ、年間2.45月に改めるものであります。

また、給与制度見直しに伴い、通勤手当及び宿日直手当を改正するため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げます次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○松島茂喜議長 起立多数。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第48号 呂楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第7、議案第48号 呂楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第48号 呂楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

改正の主な内容は、ただいまご決定賜りました本町職員の給料表及び期末勤勉手当の改正に準じ、本町の会計年度任用職員の給料表の改定を行うとともに、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間4.65月に改めるため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第49号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第8、議案第49号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第49号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

改正の主な内容は、ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当の改正に準じ、邑楽町議会の議員の期末手当を0.05月分引き上げ、年間4.65月に改めるため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第50号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第9、議案第50号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第50号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

改正の主な内容は、ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当の改正に準じ、邑楽町長、副町長及び教育長の期末手当を0.05月分引き上げ、年間4.65月に改めるため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○松島茂喜議長 起立多数。

よって、議案50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第51号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正
する条例

○松島茂喜議長 日程第10、議案第51号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第51号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、邑楽町地区計画区域内における建築基準法に基づく建築物の制限に関し、あらかじめ地区計画審議会の意見聴取が必要とされることから、新たに設置する地区計画審議会の委員報酬について追加するため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号 邑楽町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例

○松島茂喜議長 日程第11、議案第52号 邑楽町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第52号 邑楽町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の規定に基づき、放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 議案第52号 邑楽町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

第1条では、条例の目的について記載しております。

第2条では、用語の定義について規定しております。

第3条では町の責務、第4条では自転車等の所有者等の責務、第5条では鉄道事業者の責務、第6条では施設の設置者等の責務、第7条では自転車等の小売業者の責務についてそれぞれ規定しております。

第8条では放置の禁止、第9条では調査について規定しております。

第10条から第12条では放置自転車等に対する措置、第13条では保管した自転車等の措置について規定しております。

第14条では、規則への委任について定めております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 邑楽町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第53号 呂楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○松島茂喜議長 日程第12、議案第53号 呂楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第53号 呂楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されたことから、本町において令和8年度から実施したいため、本条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、子ども支援課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 松崎子ども支援課長。

〔松崎澄子子ども支援課長登壇〕

○松崎澄子子ども支援課長 議案第53号 呂楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、補足説明を申し上げます。

条例は、3章から構成されております。第1章では、第1条に条例の趣旨を記載、第2条から第4条に最低基準に関して規定、第5条から第19条に乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の職員に関する基準を規定しております。

第2章では、第20条に、乳児等通園支援事業の2つの区分、一般型と余裕活用型について記載し、第21条から第24条に、一般型乳児等通園支援事業に関する設備等の基準、第25条及び第26条に、余裕活用型乳児等通園支援事業に関する設備等の基準を規定しております。

第3章では、第27条に、事業における記録等について、書面によるほか、電磁的記録により行うことができる旨を、第28条に、この条例に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し、必要な事項は町長が別に定める旨を記載しております。

附則では、施行期日、準備行為について記載しております。

また、呂楽町子ども・子育て会議条例の一部改正を含みます改正後の児童福祉法において、乳児

等通園支援事業が市町村の認可事業とされ、認可しようとするときは、市町村長はあらかじめ市町村の設置する児童福祉に関する審議会、または児童福祉に関する利用者の意見聴取を行うこととされたことに伴い、関連する児童福祉法の条項を追加いたします。

以上でございます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 邑楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決しました。

◎日程第13 議案第54号 邑楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○松島茂喜議長 日程第13、議案第54号 邑楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第54号 邑楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度から乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するに当たり、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づく基準について、条例で定める必要があることから、本条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、子ども支援課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 松崎子ども支援課長。

〔松崎澄子子ども支援課長登壇〕

○松崎澄子子ども支援課長 議案第54号 邑楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、補足説明を申し上げます。

条例は、3章から構成されております。第1章では、第1条に条例の趣旨を記載、第2条に、特定乳児等通園支援事業者に関する一般原則を規定し、第2章では、第1節第3条において、利用定員に関する基準を規定し、第2節第4条から第32条において、運営に関する基準を規定しております。

第3章第33条では、電磁的記録等に関して規定しております。

附則では、令和8年4月1日から施行する旨を記載しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 邑楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第55号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第14、議案第55号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第55号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

今回の改正は、児童福祉法の改正に伴い、条例で引用している該当条項の条文を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第55号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第56号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第15、議案第56号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第56号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、邑楽町家庭的

保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

今回の改正は、児童福祉法の改正に伴い、条例で引用している該当条項の条文を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第56号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第57号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第16、議案第57号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第57号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

今回の改正は、児童福祉法の改正に伴い、条例で引用している該当条項の条文を整備するもの
あります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第57号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第58号 邑楽町町営住宅設置条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第17、議案第58号 邑楽町町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とし
ます。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第58号 邑楽町町営住宅設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の
説明を申し上げます。

大黒第2町営住宅建て替え事業の新築工事完了に伴い、住宅の名称を大黒第2町営住宅から篠塚
町営住宅に改定するため、邑楽町町営住宅設置条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次
第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第58号 邑楽町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第59号 邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第18、議案第59号 邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第59号 邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月26日に施行されたことに伴い、邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例で規定する土地の埋立て等による崩落等の防止措置等及び災害発生の防止に関する規定が重複するため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第59号 呂楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第60号 呂楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第19、議案第60号 呂楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第60号 呂楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年5月1日に施行された呂楽南地区地区計画において、建築に関する制限等の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、公共施設地区では、新たに診療所、保育所の建築を可能とし、地域拠点地区及び生活利便施設誘導地区では、店舗の最高限度の床面積を2,000平米に緩和するものであります。

また、建築物の用途の制限等において、定められた用途以外の建築物については、あらかじめ地区計画審議会から意見を聴取するなど、より一層の地域住民の生活利便性を高めるため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第60号 呂楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正す

る条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第61号 財産の取得について（じん芥車）

○松島茂喜議長 日程第20、議案第61号 財産の取得について（じん芥車）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第61号 財産（じん芥車）の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

建設環境課のじん芥車の老朽化に伴い、新たにじん芥車を取得いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、建設環境課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 議案第61号 財産（じん芥車）の取得につきまして、補足説明を申し上げます。

購入物品は、中古じん芥車でございます。入札方法は公募型プロポーザル方式、入札日は令和7年11月6日ございました。契約金額は765万円、消費税込みの金額になります。

契約の相手方は、館林市近藤町779番地、有限会社井野口自動車整備工場、代表取締役、井野口誠でございます。

購入物品の概要でございますが、メーカー、車種につきましては、いすゞ自動車株式会社、エルフ、2トン車、下層部分については、新明和工業株式会社になります。積込み方式は圧縮式、排出方式は強制排出式となり、年式は平成26年式、走行距離3万5,000キロとなります。ミッションはオートマチックトランスミッション、車両総重量については6,865キロであり、準中型免許での運転可能な車両となります。

納期につきましては、令和8年2月27日を期限に納入するものでございます。よろしくお願いいたします。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第61号 財産の取得について（じん芥車）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第62号 財産の取得について（小中学校児童生徒用学習端末備品）

○松島茂喜議長 日程第21、議案第62号 財産の取得について（小中学校児童生徒用学習端末備品）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第62号 財産（小中学校児童生徒用学習端末備品）の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立小中学校のGIGAスクール構想における1人1台端末の更新を行うため、児童生徒用学習端末等を取得いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 議案第62号 財産の取得について（小中学校児童生徒用学習端末備品）の補足説明を申し上げます。

取得する財産は、次のとおりでございます。名称、種類、数量につきましては、児童生徒用1人1台端末一式、NEC、クロームブックY4、1,879台でございます。

取得の目的は、邑楽町立小中学校の備品でございます。取得の価格は9,631万7,540円で、契約の方法は特命随意契約でございます。

契約の相手方は、群馬県高崎市高松町3番地、NTT東日本株式会社群馬支店、支店長、田島裕でございます。

補足説明は以上でございます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第62号 財産の取得について（小中学校児童生徒用学習端末備品）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第63号 邑楽町第七次総合計画基本構想について

）

日程第24 議案第65号 第六次邑楽町行政改革大綱について

○松島茂喜議長 日程第22、議案第63号 邑楽町第七次総合計画基本構想についてから日程第24、議案第65号 第六次邑楽町行政改革大綱についてまでの3案について、関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第63号 邑楽町第七次総合計画基本構想、議案第64号 邑楽町第七次総合計画前期基本計画、議案第65号 第六次邑楽町行政改革大綱について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度からの10年間、「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」を将来像に掲げ推進してまいりました邑楽町第六次総合計画が令和7年度をもって最終年次を迎えたことから、次の10年間の町の方向性を示す邑楽町第七次総合計画基本構想と、計画期間を5年とした具体的な施策の方向性を示す邑楽町第七次総合計画前期基本計画、同じく今年度で最終年次を迎える第3期

呂楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び計画期間を5年とした第六次呂楽町行政改革大綱を一体的に策定するものであります。

本計画の策定に当たっては、各種アンケートや町民広聴会、パブリックコメントを実施し、また外部検討委員として関東学園大学の学生に参画いただき、今後のまちづくりに対しての貴重なご提言もいただきました。

今回初めての試みである「中学3年生アンケート」を実施し、その中で提出いただいた「幸せあふれる 住みよいまち“おうら”」を将来像に掲げ、町の次代を担う中学生が自分たちの町が10年後どのようにあってほしいのか、その思いを町の方向性に生かした点が本計画の大きな特徴でもあります。

また、本計画を策定するに当たり、呂楽町総合開発計画審議会での慎重な審議と答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

結びに、本計画策定に当たりまして、貴重なご意見等を賜りました多くの町民の皆様、関東学園大学の学生の皆様、町議会議員の皆様をはじめ総合開発計画審議会委員としてご審議賜りました委員の皆様がこの場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

なお、詳細につきましては、企画課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 議案第63号 呂楽町第七次総合計画基本構想、議案第64号 呂楽町第七次総合計画前期基本計画、議案第65号 第六次呂楽町行政改革大綱について、一括して補足説明をさせていただきます。

総合計画は、町の最上位計画として、将来の町の姿をイメージし、今後10年間のまちづくりの方向性を示すものでございます。人口減少や少子高齢化、デジタル化の進展、外国人住民の増加、地域経済の縮小など、本町を取り巻く環境は大きく変化をしております。こうした状況の中で、限られた資源を有効活用し、町の強みを生かしながら持続可能な町をつくっていくために本計画を策定するものでございます。

まず、計画書20ページでございますが、こちらは基本構想の部分でございます。基本構想とは、中長期的な視点で政策の方向性を示すものでございます。今回の将来像でございますが、中学3年生アンケートの中で出された「幸せあふれる 住みよいまち“おうら”」とさせていただきます。

その下の基本理念、「健康で安心して暮らせ次世代へとつながる誰もが自分らしく輝けるまちを目指して」は、将来像を補完的に説明するもので、各分野に共通する基本的な姿勢となっております。

21ページは、まちづくりの基本目標です。基本目標は、将来像を実現するために何をするのか、施策の考え方を示すものでございます。複数ある行政分野を大きく4つに分けて目標に掲げました。

24ページは、将来都市構想図となっております。計画期間である10年間では、持続可能な事業は限られますが、土地利用の指針となるものでございます。

25ページは、将来目標人口。今回の総合計画の策定に当たって、邑楽町人口ビジョンの見直しも行いました。この人口ビジョンを踏まえ、第七次総合計画では、目標年次である2035年に、国の予想では約2万2,000人まで減少するとされている人口を2万2,500人を目標とすることといたしました。そのために、子育て、教育環境の充実や住宅供給、移住、Uターン者への支援等の施策に加え、元気な高齢者を増やすための施策が重要となってくると考えております。

26ページからは、前期基本計画の部分でございます。基本計画とは、具体的な政策の方向性や重点施策を示すものでございます。計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となっております。

今回は、同じ計画期間である、人口減少に対応し、町の活力を生み出す取組をまとめた計画、第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略と、限られた人員、財源の中で効率的かつ質の高い行政サービスと効果的な行財政運営を推進していくための指針となる第六次邑楽町行政改革大綱を一体的に策定をいたしました。第六次邑楽町行政改革大綱として、分野別計画の中の3つの施策、21、協働、23、行政効率化DX、24、財政運営を位置づけいたしました。

27ページは、施策の体系図となっております。本計画では、分野別の施策といたしまして、24の施策を設定いたしました。

28ページは、SDGsの推進といたしまして、本計画におきましても現計画に引き続き取組を継続していくものでございます。

29ページから30ページは、分野別の目標といたしまして、今年度町公式LINEを活用し、8つの基本方針に対する町民満足度調査を実施いたしました。この調査は今後毎年実施をし、それぞれの分野で8割以上の満足度を目指していくものでございます。

31ページは、分野別計画の構成となっております。

32ページ以降の各24の施策につきましては、1号委員として町議会の負託を受けた審議会委員の皆様にもご審議いただいたことを踏まえ、個々の説明は割愛いたしますが、基本構想に定められた4つの基本目標と、それに基づく8つの基本方針にのっとった計画案となっております。

80ページは、重点施策、第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。本計画では、この総合戦略の中で重点施策を設定いたしました。国のほうで令和7年6月に地方創生2.0基本構想が閣議決定をされ、それを受ける形で策定を進めてまいりました。本町においても、81ページに記載のある町の現総合戦略の基本目標4つを5つの戦略目標に見直しし、重点施策の設定要素といたしました。

82ページでは、分野別計画の中の重点施策を設定するために具体的に町の強み等を整理をいたしました。

83ページは、それらを受けて子育て支援、健康づくり、産業振興、タウンプロモーション、行政効率化DXの5つの重点施策を設定いたしました。

84ページから88ページについては、重点施策を踏まえ、5つの戦略目標の基本的な考え方、施策の方向性、目標指標、関連する施策をまとめさせていただきました。

89ページから90ページは、計画の推進に向けてといたしまして、各施策の進行管理の仕方をまとめさせていただいております。

91ページから113ページまでについては、基本構想の中でお示した人口ビジョンについての根拠資料となっております。令和52年までの長期ビジョンとなりますが、必要に応じて適宜見直しを行うものといたします。

115ページ以降は、資料編となっております。

最後に、本計画の実現に向けて、町民との協働、国や県、周辺自治体との連携をさらに強化し、本計画が効率的、効果的に推進されていくように進行管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○松島茂喜議長 これより3案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 議案第63号 邑楽町第七次総合計画基本構想について、賛成討論を行います。

今回の邑楽町第七次総合計画は、人口減少や少子高齢化といった大きな課題に対して、私たちの町がどのように未来を描き、どのように行動していくのか、その道筋を明確に示したものとなっております。

特に注目すべきは、策定に当たって町民の皆さん、そして総合開発計画審議会の委員の方々の意見が丁寧に反映されている点です。中でも、中学生へのアンケートを実施し、若い世代の思いを町の将来像に取り入れたことは、大変意義深いことだと思います。子どもたちが自分たちの町の未来を考える、その姿勢こそが次代を担う力につながっていくと考えております。

また、本計画の各施策には、「町民に協力してほしいこと」という新しい項目が設けられ、町民と行政が共に手を取り合い、協働のまちづくりを進めていく姿勢が明確に示されています。まさに行政だけでなく、町民一人一人が主役となる総合計画であり、共につくる未来への強いメッセージが込められています。

子育てや教育の分野では、家庭、学校、地域が連携し、子どもたちの成長を支える仕組みが示さ

れており、また地域活性化の分野では、町の資源を生かしたにぎわいづくりが期待されています。
この計画が町民みんなで共有し育てていく生きた計画となることを要望し、本計画に賛成いたします。

○松島茂喜議長 議案第63号について、ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第63号 邑楽町第七次総合計画基本構想についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第64号 邑楽町第七次総合計画前期基本計画についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案65号 第六次邑楽町行政改革大綱についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午前11時13分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時29分 再開〕

◎日程第25 議案第66号 令和7年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）

○松島茂喜議長 日程第25、議案第66号 令和7年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第66号 令和7年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億1,656万6,000円を追加し、予算の総額を134億9,554万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、町税7億4,650万円、国庫支出金8,871万4,000円、県支出金2,628万7,000円、財産収入356万4,000円、寄附金167万4,000円、繰入金424万8,000円、諸収入327万9,000円及び町債4,230万円の増額であります。

歳出の主なものについては、総務費6億376万円、民生費1億6,102万7,000円、衛生費885万2,000円、農林水産業費1,117万3,000円、商工費452万9,000円、土木費5,419万円、消防費1,860万2,000円及び教育費5,348万8,000円の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第66号 令和7年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第67号 令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○松島茂喜議長 日程第26、議案第67号 令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第67号 令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万3,000円を追加し、予算の総額を27億4,419万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、財産収入、繰入金及び諸収入の増額と県支出金の減額であり、歳出については、総務費、保険給付費、基金積立金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第67号 令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第68号 令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○松島茂喜議長 日程第27、議案第68号 令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

- 橋本光規町長 議案第68号 令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424万8,000円を追加し、予算の総額を4億8,706万6,000円といたしたい次第であります。

歳入については、諸収入の増額であり、歳出については、諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第68号 令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

- 松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第69号 令和7年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 松島茂喜議長 日程第28、議案第69号 令和7年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

- 橋本光規町長 議案第69号 令和7年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,134万7,000円を追加し、予算の総額を23億3,032万円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入及び繰入金の増額であり、歳出については、総務費、保険給付費、積立金及び地域支援事業費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第69号 令和7年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第70号 令和7年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算
(第2号)

○松島茂喜議長 日程第29、議案第70号 令和7年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第70号 令和7年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額において、収入では163万5,000円を減額し、収入総額を3億6,993万2,000円とし、支出では17万9,000円を増額し、支出総額を3億2,921万8,000円とするものであります。

また、既定の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額においては、収入では34万4,000円を増額し、収入総額を2億108万4,000円とし、支出では171万6,000円を増額し、支出総額を2億

6,560万2,000円とするものであります。

収益的収入及び支出での収入については、営業外収益を減額するもので、支出については営業費用を増額するものであります。

資本的収入及び支出での収入については、他会計補助金を増額するもので、支出については建設改良費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第70号 令和7年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○松島茂喜議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日2日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前11時42分 散会〕